

平成27年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年5月28日(木)
場 所 光が丘春の風小学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 安藏誠市
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第29号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
(2) 議案第30号 練馬区立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について
(3) 議案第31号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
(2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
(4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
(5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
(6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
(7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
(8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
(9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

(10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 練馬区立中学校選択制度の改善について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成27年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

教科書展示会の開催について

平成27年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

練馬区立学校における体罰について

その他

5 視察

(1) 光が丘春の風小学校における授業

(2) あかねの森保育園

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時59分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

委員長

ただいまから平成27年第10回教育委員会定例会を開催する。

本日は光が丘春の風小学校のランチルームをお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただきありがとうございます。

また、本日は案件の最後に視察と、午後1時45分から体育館において児童の皆さんとの意見交換会を予定している。進行については各委員のご協力をお願いする。

本日は傍聴の方が2名おいでになっている。

それでは案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案3件、陳情10件、協議1件、教育長報告4件である。

- (1) 議案第29号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

委員長

初めに議案である。議案第29号 資料1、練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について。

それではこの議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

東京都の改正と均衡を図るためということで、よろしいか。

それではまとめたいと思う。議案第29号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは議案第29号については承認とする。

- (2) 議案第30号 練馬区立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について

委員長

議案第30号 資料2、練馬区立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について。

それではこの議案について説明をお願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

指定管理者制度を適用するための所要の改正ということで、意見は特になしということによろしいか。

それではここでまとめたいと思う。議案第30号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは議案第30号については承認とする。

- (3) 議案第31号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

委員長

議案第31号 資料3、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について。

この議案については教育長に直接利害関係のある案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、教育長はその議事に参与することができない。教育長には一旦退室をお願いする。

—— 教育長 退室 ——

委員長

それではこの議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いする。

外松委員

ただいまの件に関し、結論から申し上げますと、私は同意する。教育長の仕事が本当に今までも大変多忙で、休日もほとんどないのではないかという日々の仕事であったと思

っている。

報酬審議会からは、これまで毎回、給料月額を引き下げるといった意見が出されてきていた。教育長の日ごろの多忙さから考えると、この報酬審議会の意見のように引き下げるのは本当に忍びないけれども、国や都に従ってのことなのでいたし方がないという思いで同意をさせていただいてきた。

このたび、教育委員会の制度が改革され、教育長の立場が新教育長ということで新たにまた仕事の範囲も大きく広がってくる。そして仕事の量も一段とふえ、責任もかなり重くなるのではないかと考えている。

であるので、今回、この報酬審議会から出された改正内容というのは、新教育長の仕事のことを十分考慮された上でのことだと思う。私は同意をしたいと考えている。

委員長

ほかの方はいかがか。皆さん同じご意見でよろしいか。

私も当委員会として同意するということが結構だと思う。今回の教育委員会制度の改革で、教育長と委員長の仕事を兼務するということになって、より責任が大きくなるわけであるから、当然だと思う。よろしいか。

皆さんから同意というご意見をいただいた。まとめたいと思う。議案第31号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは議案第31号については承認とする。

それでは、議案第31号の議事を終えたので、教育長に入室をいただく。

— 教育長 入室 —

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳

- 情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。継続審議中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、今日は全て継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立中学校選択制度の改善について

委員長

次に協議案件である。

協議(1)、資料4、練馬区立中学校選択制度の改善について。

今日は小規模校に対する支援策に関する資料が提出されている。この協議案件については、これまでの協議の内容を踏まえ、本日の教育委員会において一定の方向づけをしたいと思う。

それでは説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

では各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

安蔵委員

余計なことかもしれないが、私の常識では少し考えられなかったのであるが、同じ制服でサイズによって値段が違うということに驚いた。一般に売られている洋服ではサイズが違って値段は同じである。生地が少し多いだけでこれだけの差が出るのかと、少し驚いた。これは学校の特別な状況でこのような価格の違いが出てきているのか、その

ことが気になった。

ただ体が大きな子は費用がかかるというのは少し変な感じがする。その辺を、もし業者との折衝で解決できるのであればやってあげたいと感じた。

学務課長

学校で実際に使われているものを調べたものが、今回の資料である。そのほかに、インターネット等でも、実際、どのような価格設定をしているかについては研究してみた。その中で、メーカーの考え方が分かれていて、均一料金にするところと、サイズによって価格が違ってくるところがあった。その辺はメーカー側が商売をする上で何か考えがあって設定されているものと感じている。

委員長

よろしいか。

外松委員

何度か話し合われてきている、この学校選択制度における改善策についてということであるが、そういう小規模校に該当する学校だけに対応策を任せているわけではなく、教育委員会としてもいろいろな課題点を何とかしたいということで、今日まで何回も協議をしてきた。

特に3ページに記載されている支援については、このようなことを教育委員会でも支援していく必要があると考えている。現場で小規模校ならではの悩みと日々格闘しておられる校長先生をはじめとする教職員の皆様に、ぜひこのことをお伝えいただきたい。すぐに解決はできないかもしれないが、この課題について今取り組んでいるというメッセージをしっかりと伝えていただき、私たちとともにこの難しい課題を共有して、今後取り組んでいくという考え方を確認していきたいと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

先ほどのご説明で、大規模校と小規模校では、人数による保護者の金銭的な負担の格差はないという話があった。

また、3ページのうち、具体的な支援についての(1)について、これで内容的には結構かなと思う。できる限り事務局として、積極的に対応していただきたいと思う。

(2)については、学校選択制度は今年で11年目になると思うが、先日、26年3月に出されたあり方についての方針の中でも、ここに書かれているようなことが言われている。小規模校対策のためだけではなく、その他のさまざまな課題解決に対応するためにも、学校選択制度や学校の適正配置、小中一貫教育の推進、通学区域の問題等について、いずれかの時期に改めて総体的な論議が必要となるという考えが示されている。そのとおりだと思うので、しかるべき時期にこれらを総合的に議論する必要があるということをお返事を改めて、この教育委員会で確認したと私としては思っている。

安藏委員

今回、ある一定の枠組みをつくったということで、かなり以前とは状況が変わってくると思うが、500人規模の学校がある一方で、一番少ないところでは350人と、中学校によっては減っている学校がある。これは、その地域の子供たちが少なくなったからかという決してそういうことではない。今回の中では風評被害というのはそれほど問題視されていないが、やはり根底にはそういうものもかなりあったのではないかと私は思っている。そういった意味で、全体的な枠組みの中で自由度の大きな制限が今までよりされたということは、学校の生徒数のバランスにはかなり歯どめにはなるかと思う。この状況を見ながら、今後の対策等を考えていかなければいけないと思った。

委員長

その面でも、改善策がどの程度効果があるのかというのを見定めたいというご意見かと思う。ほかの方、ご意見はよろしいか。

それでは、各委員の協議により、中学校選択制度に伴う小規模校支援については、平成28年度入学に向け27年度から実施し、28年度以降も必要な支援を継続する方向にしたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは中学校選択制度に伴う小規模校支援については、平成28年度入学に向け27年度から必要な支援を行うこととする。また、28年度以降の支援策についても引き続き精査を行い実施していくようお願いする。

以上でこの協議案件については終わりとする。

(1) 教育長報告

平成27年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

教科書展示会の開催について

平成27年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

練馬区立学校における体罰について

その他

委員長

次に教育長報告である。

報告 についてお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

毎年練馬区が行っている事業であるが、準備や安全面、また事後の対応と、本当に労苦も多いと思われる。中学生たちにとっては、人生でたった一度の貴重な体験になるかと思うので、ご足労をおかけするがどうぞよろしくお願いする。

また、別の視点からであるが、もし、経験された中学生の方々が成人された際に、この海外派遣の経験があって、それが今も自分の原点であるというようなお声などが聞こえてくると、またこの事業がより一層生きて輝くようになると思っている。

教育指導課長

この中学生生徒海外派遣で海外に派遣された生徒のその後についてであるが、特段の追跡調査等は行っていないが、やはり行った方々の中では、その後の活躍の状況等についてインターネット等で検索してみた。その結果、海外青年協力隊に参加している方や、またこれを機に英会話教室を開いたり、昨年度については引率の教員の中に、この中学校生徒海外派遣で練馬区の中学校から派遣され、自分も教員になったときに派遣の引率者になりたいという夢を持って教員に実際になり、派遣団の引率者として引率していった者もいる。

そうした追跡調査等については、今後どのような形で行うことができるか研究してまいりたいと考えている。

外松委員

追跡調査となると大変だと思うので、解団の折かまたは派遣の期間中でも構わないが、将来、大人になったときに、自分の原点はあのときの派遣だったというような、そのような人生になったら練馬区へ連絡をいただきたいということを、どこかお話の中に盛り込んでいただければそれで良い。調査ということではなく、そのようにしていただくとうまいかと思った。

委員長

毎年、海外派遣についての説明を伺っているが、改めてすばらしい事業だと思っている。個人で参加しようとする、このような内容のものについては費用など、あらゆる面で大変なことになると実感している。その点、長い歴史の中で、内容も大分精選されてきて、大変すばらしい事業だと、自画自賛になるのかもしれないが、そのようなことを改めて思っている。子供たちが夢や希望を持つようにということの中で、将来海外に出て活躍したいなどという夢を持つ、志を持っているお子さんにとっては大変すばらしい事業だと改めて感じた。

以上、感想である。引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思う。

それでは次に、報告 についてお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問をお願いします。

教科書については多くの区民の方のご意見を伺うことも私は大切だと思う。展示期間中にアンケート用紙等を置いていただいてご意見をいただくというようなことを準備していただく予定になっているのか。

学校教育支援センター所長

会場にはアンケート用紙と回収箱を用意させていただき、閲覧された方のご意見を頂戴する予定で準備を進めている。

委員長

よろしくお願いします。

ほかの方はいかがか。よろしいか。

それでは報告 についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問を伺う。

内容としては、今までの定例会でご説明いただいたり承認したことについて、条例の一部を改正するということであるので、特にご意見はないということによろしいか。

外松委員

第二回の練馬区議会定例会が終了したら、報告はいただけると思うが、特に新しいものが、裏面の3番にあるねりっこクラブのことである。3つの学校の学童クラブがなくなり、このねりっこクラブが新たに設置されるので、またその辺のことはお知らせいただけたらと思う。よろしくお願いします。

こども施策企画課長

条例案では実施場所として小学校の名称を明らかにしているので、対応がとれ次第、定例会においてご報告をさせていただく。

委員長

よろしくお願いします。

その他の報告はあるか。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

これについてのご意見はよろしいか。
その他の報告があればお願いする。

教育指導課長

練馬区立学校における体罰について、報告をさせていただく。

区教育委員会事務局では、平成26年12月に、暴力による体罰、精神的・肉体的苦痛を感じる体罰の疑いのある事例、そうしたことの有無について、全ての小中学校で子供たちへの質問紙によるアンケート調査および教職員全員に対する校長による聞き取り調査を実施した。また、平成26年12月以降、平成27年3月までについても、その後体罰等が発生した場合については報告をするよう指示をした。

平成27年4月にその結果をまとめ、東京都教育委員会に報告した。

平成26年度の間に体罰があった学校については、中学校が1校あった。この中学校1校については、体罰の内容が悪質・危険性を伴う行為として、東京都教育委員会ではこの事案の概要について報告を行ったので報告する。

該当校は練馬区立練馬中学校である。事案の概要であるが、当該教員はソフトテニス部の活動中、2名の生徒を指導した際、両手で同2名のうちの1名の両肩を後方に押すとともに、右てのひらで同1名の左頬をたたいた。また、当該教員は右足の甲で同2名のうち別の1名の左大腿部を蹴るとともに、両手で同生徒の胸ぐらをつかんで右横に引いて左臀部から尻もちをつかせ、両手で同生徒の胸ぐらをつかんで同生徒を後方に押し倒した後、同生徒をまたいだ姿勢で右手で同生徒の胸ぐらをつかんで同生徒の首と胸の境目あたりに同左手のこぶしを当て、同生徒を地面に押しつけたという内容である。

この体罰があったと認められた事案については、発生後、学校では関係生徒および関係保護者等に謝罪するとともに、教育委員会事務局では加害教諭に対して厳しく指導をしている。

体罰については一方的に暴力を振るう行為であり、児童・生徒の人権を侵害する行為でもある。体罰に至らない暴言等による児童・生徒の人格を軽視するような行為も含めて、教育的な指導といえるものではない。

区教育委員会においては、体罰の根絶を図るための取組として、区ホームページ上において体罰根絶に向けたメッセージを発信した。また教職員の意識改革に向け、小中学校の合同校長会・副校長会において、毎月、体罰に頼らない指導の徹底について周知を図っている。

各学校においても、管理職から教職員に対して、職員会議や職員朝会等のさまざまな機会を活用して、体罰の未然防止に向けた研修を行っている。特に7月については、体罰防止月間として、各学校でスローガンを作成し、そのスローガンの徹底を行う。さら

には東京都教育委員会が作成した「ストップ体罰」のDVDを視聴し、こういったものが体罰に該当するのか、体罰を行うことによってどのように児童・生徒の心を傷つけ、また今後の指導に支障を来すのかといったことを研修するとともに、校長、副校長による教職員全員に対する体罰未然防止に向けた面接を行うといった取組を行っている。

今後も人権教育、教育相談、また体罰防止等について、教職員への研修の充実を図ってまいりたいと考えている。

報告は以上である。よろしく願います。

委員長

ご質問、ご意見はあるか。

大変大がかりな調査を通して、体罰については随分、職員、教職員に意識が伝わっていくと思っていたが、なかなか難しいところもあると感じた。

さまざまなご指導をしていただいているようであるので、引き続きよろしく願いたい。

ほかの方はいかがか。よろしいか。

ほかにご報告はあるか。

それでは、この後は視察である。本日の定例会は視察の終了をもって閉会とさせていただきます。